科学研究費助成事業(科学研究費補助金)研究成果報告書

平成24年3月31日現在

機関番号: 3 4 3 0 4 研究種目: 若手研究(B) 研究期間: 2010~2011 課題番号: 22730032

研究課題名(和文) 金融消費課税ー保険取引を中心に一

研究課題名(英文) Consumption Tax and Financial Transactions -focused on Insurance

Transactions

研究代表者

辻 美枝 (TSUJI MIE)

京都産業大学・法学部・准教授

研究者番号: 00440917

研究成果の概要(和文): わが国の金融消費課税のあり方について、保険取引を中心に分析を行った。研究初年度は、保険取引に対して独特の消費課税制度を有するニュージーランドのGoods and Services Tax (GST) 制度を調査・分析し、保険取引への消費税課税の可能性について研究を行った。研究第二年度は、保険取引を非課税とする EU の付加価値税の動向について、欧州司法裁判所判決および欧州委員会提案をもとに比較法分析を行った。

研究成果の概要(英文): In my research, I have been focusing on the issues which arise between insurance transactions and consumption tax with the aim of finding the appropriate consumption tax system for financial transactions. First, I analyzed the New Zealand system which has a special system for insurance transactions; and second, I researched the value added tax system in the EU and compared that system with the Japanese system

交付決定額

(金額単位:円)

	直接経費	間接経費	合 計
2010 年度	700,000	210,000	910,000
2011 年度	600,000	180,000	780,000
年度			
年度			
年度			
総計	1, 300, 000	390,000	1, 690, 000

研究分野:社会科学

科研費の分科・細目:法学・公法学 キーワード:保険取引・消費課税・税法

1. 研究開始当初の背景

金融取引に対する消費課税は、モビリティの高いサービスに係る取引を対象とするため、金融取引特有の問題を孕み、国内のみならず、複数国が関係する課税問題に発展する。例えば、金融取引は国境を容易に超えて行いうるため、役務提供地を軽課税国等に転換して、あるいは取引価格を操作して、消費課税を軽減あるいは免れるケースがある。また、消費課税の負担が各国で異なるため、国際市

場における競争上の有利・不利が生じる場合があり、租税の中立性が損なわれる側面もある。国際金融取引においては、果たしてわが国に課税権があるのか、課税すべきとすれば如何に課税し、かつ国家間の調整を行うべきかが問題となる。また、国内レベルでも現行の金融取引非課税によって金融取引以外の取引との間で課税の歪みが生じており、この点は今後の消費課税改革において無視できない問題である。

このテーマに関するわが国の先行研究は、金融取引の消費課税について触れているが、保険取引の本格的な分析は行われておらず、さらなる取り組みと成果が必要である。EU域内においても、EU第6次指令が出された後も、保険取引を含む金融取引への消費課税の議論が盛んに行われている。また、2007年の国際租税学会(International Fiscal Association、IFA)年次総会においても同様の問題が取り上げられており、国際的関心が高いテーマといえる。

わが国においては、従来からの所得課税中心から消費課税へと比重を移しつつある。今後、わが国の財政上ますます重要となる消費課税について、その課税方法を見直す必要があると考える。

2. 研究の目的

研究代表者は、これまで、一貫して金融取 引のうち特に保険取引と交錯する課税問題 を対象に研究を行ってきた。本研究の着想に 至ったのは、過去に研究助成(課題番号 1973033) を受けた研究で、保険会社が国際 保険取引を行う場合の国家間の所得配賦に ついて、支店・代理店等の恒久的施設に帰属 する利益の算定に焦点をあてて研究を行っ たことに起因する。この分析結果の派生とし て、保険という特殊性のある国際資金移動を 行う際に、複数の取引を仕組むことにより、 消費課税の負担の軽減あるいは排除を行い うるという課税上の歪みが生じる可能性が あることがわかった。本研究は、その問題解 決への糸口を探求し、わが国の消費課税が直 面している課題を克服するために行うもの である。

本研究は、「金融消費課税ー保険取引を中心に一」をテーマに、金融取引に対する現行の消費課税について、特に保険取引に焦点を絞り、問題分析を行う。本研究の最終目的は、金融取引に対するあるべき消費課税制度の探求を行うことにある。具体的には、各国間の消費課税に係る税負担の差が正常な市場競争を阻害している側面もあるので、租税の中立性に配慮した金融取引への消費課税制度とはいかなるものかを明らかにする。

3. 研究の方法

本研究では、比較法分析を中心に行った。 比較対象として、GSTにおいて保険取引への 特別な課税制度を有するニュージーランド および付加価値税を統一的に実施している EUを分析の対象とする。そのために、研究対 象年度において、それぞれ次の要領で研究を 行った。

(1) 2010 年度

2010 年度は、ニュージーランドの GST 制度

の分析のため、以下の方法で研究を進めた。 ただし、資料・情報の収集は、本研究テーマ 全般にわたるものについて行った。

- ① インターネット、Lexis、Juris 等の各種 データベースを有効に用いて、国内外の 文献・資料等の収集、分析を行った。
- ② 2010年8月28日から2010年9月3日までIFA年次総会(ローマ)に出席し、各国出席者と情報交換および知識の習得を行った。
- ③ 情報収集資料の整理・分析の効率化のためにパソコンとシートフィードスキャナを用いてデータを電子化ファイリングし、集約したデータに基づき論点整理を行い、分析を行った。
- ④ 分析結果をもとに、研究会で中間報告を 行い、そこでのディスカッションを研究 成果に反映させ、論文を作成した。

(2) 2011 年度

2011 年度は、保険取引の VAT 課税上の扱いに関する欧州司法裁判所 (European Court of Justice、ECJ) 判決および欧州委員会提案に基づき、EUの VAT の動向を追った。それとの比較をもとに、わが国の保険取引への消費課税の問題分析を行った。

- ① 2010 年度に引き続き、インターネット、 Lexis、Juris 等の各種データベースを有 効に用いて、本研究に関する国内外の文 献・資料等の収集を行った。
- ② 2011年9月10日から9月21日まで、IFA 年次総会(パリ)に出席し、International Bureau of Fiscal Documentation (IBFD、 アムステルダム) で資料収集を行った。 国内外の研究者との情報交換を行い、本 研究に関しての有益な情報・資料を得る ことができた。
- ③ 2012年3月1日から3月9日までドイツ・オランダに出張し、Max Plank Institute で、ヴォルフガング・シェーン所長にヒアリングし、貴重な意見・情報および資料の提供を受けた。IBFDで文献・資料収集を行った。
- ④ 情報収集資料の整理・分析の効率化のためにパソコンとシートフィードスキャナを用いてデータを電子化ファイリングし、集約したデータに基づき論点整理を行い、分析を行った。
- ⑤ 分析結果をもとに、研究会で中間報告を 行い、そこでのディスカッションを研究 成果に反映させ、論文を作成した。

4. 研究成果

(1) 国内では、金融取引に関する消費課税の問題について若干の先行研究があるが、保険取引のみにターゲットを絞った総合研究は行われていない。本研究の対象は、国内法

のレベルにおいても未だ課題が残されていると考える。

(2) 昨今、税収増として消費税の増税が議論されているが、そこでは主として税率に焦点が当てられている。本研究では、現行法上、保険取引を非課税取引とする取扱いについて再考し、消費税の課税ベースの見直しを試みるものである。

現在、保険取引は、消費税法上非課税とさ れている。生命保険のような長期の保険の場 合にはその保険料には貯蓄の要素が多分に 含まれており、この部分は最終的に保険事故 の発生により保険金等の受取人に払い出さ れるため単なる資金の移転として課税を及 ぼすべきではなく、「不課税というべき性格 をもつ」ということもできる。実際には、保 険料に含まれる付加価値部分を取引ごとに 測定するのは難しいため、必然的に課税技術 上の妥協が生じたといえよう。しかし、保険 取引に消費税の課税対象とすべき要素が含 まれているのであれば、理論的には保険料の 全額を非課税とする理由はない。 そうする と、保険取引はその性質上消費税になじまな いわけではないので、課税技術上の困難から 一切の課税を断念するのではなく、代替的な 課税方法を模索し、新たな課税方法を採用す る場合の税収の増減と課税によって生じる 費用を比較考量した上で 、保険取引の課税 関係を構築すべきである。

また、消費税法上、「保険」は定義されておらず、その外延は明確とはいえない。保険の射程範囲は、課税上重要な鍵となるものであるが、税法が依拠すべき保険法および保険業法上においても、法の持つ目的に即して保険を考慮できるよう、保険の定義は明確に規定されていない。租税中立性の観点から保険の射程範囲を税法上どのように決すべきかが問題となる。

(3) ニュージーランドにおいては、法文上 に保険について定義規定を置き、保険種類に 応じて課税上の取扱いを区分している。

2010年度は、保険取引を課税ベースに取り 込む先駆的な国であるニュージーランドの 制度との比較から、わが国の保険取引を現行 非課税とする扱いを改める場合の課税のあ り方を検討した。

ニュージーランドの保険取引への GST 課税は、損害保険と生命保険を区分に応じて、また、登録者か否かによって、それぞれ異なる課税方法を採用している。

損害保険については、GST 導入当初から生命保険と異なり、BtoB 間取引については、そもそも金融サービス非課税の適用を受けずに通常の課税とされ、受取保険料は通常の税率による課税が行われる。損害保険金は、登録者である保険金受取人側ではみなし供給の規定により課税ベースに含められる。仕入

税額控除の対象となるような修理サービス あるいは代替資産の購入に使われると、その 購入に係る GST と保険金に係る GST と相殺さ れるため、その購入の範囲内の部分について は保険金受取人のGST 負担は生じない。生命 保険については、非課税とゼロ税率による課 税が選択できる。ゼロ税率を選択した場合に は、インボイス方式により仕入税額控除が行 われる。ニュージーランドにおいては、保険 の提供は、保険種類によって通常の税率によ る課税、ゼロ税率による課税、非課税とされ る。また、仕入税額控除算定方法も、インボ イス方式を基本とするが、損害保険について はアカウント方式を採用する折衷方式を採 用しており、EU型ともわが国の方法とも異な っている。

損害保険の場合のみなし規定および生命保険へのゼロ税率の適用はいずれも事業保険を前提としているが、GST は最終物品およびサービスへの民間支出および政府支出に係る税として分類されるため、最終消費者との間の取引には事業者に対するこのような特別な配慮はされていない。

保険取引への消費課税を積極的に行うことは、多くの国で未だ非課税の扱いが続いる中での国際競争力の問題、非課税のそもの理由である課税技術上の問題、納税とおよび政府への制度変更に伴うコストを者はいるの増減とのバランスなど様々な角度から関係が必要であり、ただちに非課税から課税へシフトすべきであるとはいえない。し、保険取引は決して課税になじまない。し、保険取引は決して課税になじまないが、中ではなく、立法的対応が必要ではあるが中のの帳簿方式による消費税の枠組みの中のの帳簿方式による消費税の枠組みの中のの帳簿方式による消費税の枠組みの中のの帳簿方式による消費税の枠組みの中のの帳簿方式による消費税の枠組みの中のの帳簿方式による消費税の枠組みのの書を設計においてインボイス方式の移行を議論する場合にも、この問題への考慮が必要となる。

(4) わが国が消費税導入の際に参考にした とされる EU の付加価値税においても、保険 取引は非課税とされているが、それを改正し ようとする動きがある。

2011 年度の研究では、その EU の動向を追った。具体的には、ECJ 判決の分析を通して、わが国においても潜在的に存在している可能性のある問題を導き出し、検討を行った。

EUにおける「保険取引」については、その「本質は、一般的に理解されているように、保険者が、保険料の先払いを対価として、付保されたリスクが具体化した場合に、契約締結時に合意したサービスを被保険者に提供することを引受けることである」とされる。この「保険取引」は、基本的には保険者による供給をいうが、加盟国が国内法により認可する保険者に制限していない。さらに、納税者が保険契約者と保険者の関係にない場合に他の保険者を通じて行う保険サービスの

供給も含めている。また、1984 年保険指令では、金銭以外の現物による援助活動も保険取引の範囲に含めている。わが国の消費税法上は、これらを如何に解すことができるのかを検討した。

保険法上では、保険者とは、「保険契約の 当事者のうち、保険給付を行う義務を負う 者」をいい(保険法2条2号)、一般に、「保 険料を徴収してこれを管理し保険給付をな す業務にあたる者」とされる。保険取引にお いては、保険給付をなす者と保険料を支払う 者との間に契約関係が存する。ECJ判決では、 物およびサービスに対する課税という付加 価値税の性質から、課税関係は供給者の地位 (status) ではなく供給の性質に注視すべき であるということを根拠にすれば(これは、 わが国においても東京高判平 11・8・31 (税 資 244 号 552 頁) 判示事項の消費税の性格か らも導かれると考える)、わが国においても 実際の保険者による保険給付を間接的に利 用する場合の当該保険の供給の場合にも非 課税規定の適用可能性はあると考える。非課 税規定は例外規定であり厳格に解釈すべき というECJの判断は、租税法律主義に基づく 厳格な法解釈をすべきであるという要請に 通ずる。保険者以外による供給も非課税規定 の対象とするかは、厳格な法解釈の要請から は慎重な判断を要すべき事柄ではあるが、消 費税の性質および経済的実質による取引内 容の判断から課税対象たる消費として積極 的に解すこともできよう。

次に、国内法により認可されていない保険者による供給の場合については、消費税法上の「保険料を対価とする役務の提供」に免許の有無の要件は別段課されていないため、保険業を無免許で行ったとしてもその者が行った取引が「保険料を対価とする役務の提供」に該当する限りは、非課税規定の適用は否定できないと考える。

ECJで問題となった定額年会費による路上支援サービスは、わが国でも存しうる取引であるが、ECJは非課税規定の適用について積極的に解している。保険法上の保険契約が契約の名称を問わず実質的に判断していることに鑑みると、保険料の名称で対価の支払いが行われるか否かを問わず実質的に判断すべきであろう。

また、ECJの判断として、保険会社によって供給されるすべてのサービスが非課税規定に包含されるとは解されない、とする点については、わが国においても符合すべき点であろう。保険業法では、保険会社の業務として、①保険業を行うために必要な固有業務(保険業法 97 条)、②固有業務に付随するものではないが、保険会社が行うにとが適切であると認められる法定他業(同

法 99 条)を定めており、保険会社がこれら 以外の他業を行うことが禁止されている(同 法 100 条)。これら保険会社が行うことがで きる業務のうち、保険取引として消費税法上 考慮すべき部分は、保険業の本質的部分であ る保険の引受けとなろう。保険会社が行う業 務すべてが非課税とはならない。

最後に、保険会社の保険募集に関する消費 課税について検討を行った。

平成元年の消費税の創設当時と比べると、 保険をめぐる経済的・社会的環境は、保険法 および保険業法の改正をはじめとする法規 制の変化、金融商品の多様化・類似化などに 伴い、大きく変わってきている。わが国では 平成7年保険業法改正により、保険募集に関 して、保険仲立人といういわゆる保険ブロー カー制度が創設され、代理店制度についても 損害保険および生命保険ともに統一的に代 理または媒介が認められることとなった。

保険仲立人制度は諸外国の例を参考に導入されたとされ、グローバルに展開する保険事業において、制度として肩を並べてきている。諸外国との国際競争上の観点を考慮すると、一つの消費税制度のあり方として、消費税制定後に創設、改正された保険募集制度について、その提供するサービスの取扱いを改めて検討し、非課税の是非を問うことが必要ではないか。

少なくとも保険取引に限って言えば、わが 国と EU の非課税の規定の仕方には違いが見 られるが、「保険」あるいは「保険取引」の 文言自体を積極的に定義していない点では、 わが国と EU は同様の状況にあると考える。

EUでは、ECJへの保険取引の付加価値税非課税に関する訴訟が増加し、判例法が形成されている一方で、わが国では保険取引の非課税該当性について争った裁判事例は見当たらない。しかし、それは、わが国の税制に全く問題がないということを意味するものではないと考える。

ECJ 判決の増加を受けて、EU では、2006 年指令における保険取引の取扱いを変更しようという欧州委員会提案が出されている。そこでは、保険取引をはじめとする非課税規定の精緻化や保険取引への課税の選択権の導入について検討されている。

(5)消費課税上の重要論点である金融取引への課税については、国際的な関心が高く、また、国家収入確保の上で重要な税目であるため、国際的動向を踏まえたわが国の消費課税制度の再構築が必要であろう。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計1件)

① <u>辻 美枝</u>、保険取引への消費課税ーニュージーランドの制度との比較からー、税 法学 565 号、149 頁 169 頁、2011 年、査 読有

〔学会発表〕(計4件)

- ① <u>辻 美枝</u>、保険に対する EU 付加価値税 の動向、関大租税法研究会(20回)、2011 年12月27日、関西大学
- ② <u>辻 美枝</u>、「保険取引の消費課税上の問題-ECJ 判決の分析から-」、関大租税 法研究会(18回)、2011年11月5日、関 西大学
- ③ <u>辻 美枝</u>、「保険取引と消費課税ーニュージーランドの制度との比較からー」、日本税法学会関西地区研究会(443 回)、2011年1月22日、同志社大学
- ④ <u>辻 美枝</u>、「保険取引への消費課税」、 関大租税法研究会(10回)、2010年12月 25日、関西大学

〔図書〕(計1件)

- ① <u>辻 美枝</u>、保険取引の消費課税上の問題 -ECJ 判決の分析から一、村井正先生喜 寿記念論文集刊行委員会編『村井正先生 喜寿記念論文集 租税の複合法的構成』、 清文社、2012 年、483 頁 529 頁
- 6. 研究組織
- (1)研究代表者 辻 美枝 (TSUJI MIE) 京都産業大学・法学部・准教授 研究者番号:00440917
- (2)研究分担者 なし
- (3)連携研究者 なし